

竹原市市民活動団体保険要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民活動団体等が行う市民活動中の不測の事故により、当該活動の活動者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合及び当該活動の活動者が急激かつ偶然な外来の事故等によって死亡し、又は傷害を負った場合に竹原市市民活動団体保険（以下「市民活動団体保険」という。）をもってこれを補償することにより、市民活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市民活動団体等

5人以上の市民（市外居住者を含む。）により自主的に組織され、市民活動を継続的かつ計画的に行い、市内に活動の拠点を有する団体若しくはこれに準ずる団体

(2) 市民活動

市民活動団体等が行う概ね別表1に掲げる社会貢献活動で、本来の職務を離れて自主的に無報酬（実費弁償に係るものを除く。）で行う公益的な活動をいう。ただし、政治、宗教、営利及び自己又は当該団体のために行う活動を除く。

(3) 活動者

市民活動団体等において、市民活動を実践し、これに従事し、又は参加する者で、次のいずれかに該当する者（市外居住者を含む。）をいう。

ア 指導者・スタッフ等

市民活動団体等において、市民活動の計画の立案及び指導等を行う地位にある者又はこれに準ずる者

イ 参加者

市民活動の趣旨に賛同し、市民活動に直接参加する者

(団体登録)

第3条 市民活動団体保険の適用を受けようとする市民活動団体等は、所定の竹原市市民活動団体登録届により、あらかじめ登録手続きを行わなければならない。

(対象外となる活動)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については市民活動団体保険の対象外とする。

- (1) 園児・児童・生徒が行う学校行事
- (2) 職場などで行事として行う活動
- (3) 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や自助的な活動
- (4) 山岳・海難救助ボランティア活動等、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動
- (5) 国、県又は市から委託を受けて行う活動

(保険契約)

第5条 市は、市民活動団体保険による補償を行うために、損害保険会社（以下「保険会社」）と保険契約を締結するものとする。

(保険期間)

第6条 市民活動団体保険は、毎年6月1日午前0時に始まり、翌年6月1日午後4時に終わるものとする。

(保険対象事故)

第7条 市民活動団体保険の対象となる事故は、次に定めるとおりとする。なお、対象となる事故には、市民活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含むものとする。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが書面等により確認できる場合に限る。

- (1) 賠償責任事故

活動者が当該市民活動中の不測の事故により、他の活動者又は第三者の生命、身体若しくは財物（保管物を含む。）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

活動者が当該市民活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷する事故（細菌性食中毒〈0-157を含む。〉・ウィルス性食中毒及び日射病・熱射病等の熱中症による事故を含む。）をいう。

（適用除外）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事故については、市民活動団体保険は適用されないものとする。

(1) 賠償責任事故

ア 戦争、変乱、暴動等による事故

イ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

ウ 同居親族に対する事故

エ 施設の工事（テント、やぐら等の仮施設の工事を除く。）に起因する事故

オ 自動車、航空機、昇降機、動物の所有・使用・管理による事故

カ スポーツ活動による事故。ただし、活動者の事故を除く。

キ 喧嘩、自殺、犯罪行為及び自己の故意による事故

ク その他、第5条の規定により締結した保険契約の保険約款で定めるところにより、保険の対象とならない事故

(2) 傷害事故

ア 戦争、変乱、暴動等による事故

イ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

ウ 無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故

エ スポーツ活動による事故。ただし、活動者の事故を除く。

オ 山岳登山（ピッケル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、ハン

グライダー搭乗，超軽量動力機搭乗等の危険な運動による事故

カ 喧嘩，自殺，犯罪行為及び自己の故意による事故

キ 妊娠，出産，早産，流産又は外科的手術その他医療処置による事故

ク 既往症，自己の脳疾患，疾病又は心神喪失による事故

ケ 他覚症状のないむちうち症又は腰痛

コ その他，第5条の規定により締結した保険契約の保険約款で定めるところにより，補償の対象とならない事故

(賠償責任事故に係る保険金の種類及び限度額)

第9条 賠償責任事故において支払われる保険金の種類は，身体賠償保険，財物賠償保険，保管物賠償保険とする。

2 前項に規定する保険金の額は，治療費等法律上の損害賠償金及び市が認め
た費用の内，1万円を超える部分について，別表2に定める金額を限度とす
る。

(傷害事故に係る保険金の種類及び限度額)

第10条 傷害事故において支払われる保険金の種類は，死亡保険金，後遺障
害保険金，入院保険金，通院保険金及び手術保険金とする。

2 前項に規定する保険金の支給事由及び保険金の額は，別表3に定めるとお
りとする。

3 別表3に掲げる保険金は，併給することができる。ただし死亡保険金と後
遺障害保険金とを併給する場合にあっては，支給される保険金の額は，死亡
保険金額を限度とする。

(事故報告)

第11条 第3条に規定する登録団体の代表者は，市民活動において事故が発
生したときは，速やかに市長に連絡するとともに，所定の竹原市市民活動事
故報告書により遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は，前項の規定による報告を受理した場合において，当該事故が市民
活動中の事故であると認められるときは，速やかに保険会社へ通知しなけれ

ばならない。

(判定)

第12条 市長は、前条第1項の報告があつた場合において、当該事故が市民活動団体保険の適用を受ける市民活動中の事故であるかどうかを判定する必要があると認めるときは、別に定める竹原市市民活動団体保険事故判定委員会に諮るものとする。

(保険金の請求)

第13条 賠償責任事故に係る保険金の支給を受けようとする活動者は、当該賠償事故の被害者との間の法律上の問題を解決した後に、保険金の請求に必要な書類を市へ提出するものとする。

2 傷害事故に係る保険金の支給を受けようとする活動者（死亡保険にあっては、死亡した者の法定相続人等）は、別表3に定める支給事由が確定した後（入院保険金及び通院保険金にあっては、全ての治療が完了した後、若しくは傷害事故の発生の日から起算して180日目を迎える日のいずれか早い日をもって支給事由が確定したものとする。）に、保険金の請求に必要な書類を市へ提出するものとする。

(保険金の支給等に係る手続き)

第14条 保険会社は、保険金を支払うときは、保険金請求者の指定する金融機関の口座に振り込むこととし、保険金請求者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対してもその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による手続きが終了したことにより、市は市民活動団体保険による保険金の支払を完了するものとする。

(所管課)

第15条 第3条に規定する市民活動団体登録届の受付、第11条に規定する事故報告書の受付、市民活動団体保険に係る保険会社との折衝、その他市民活動団体保険に係る事務は、市民生活部まちづくり推進課において行う。

(補則)

第16条 この要綱に規定するもののほか、市民活動団体保険に関し必要な事項は、保険契約に適用される約款、特約条項等を準用する。

2 前項に定めるもののほか、市民活動団体保険に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、同日以降に行われた市民活動について適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

竹原市市民活動団体保険の対象となる社会貢献活動事例

区分	対象となる社会貢献活動
地域社会活動	自治会・町内会活動, 住民自治組織活動, 防犯活動, 防火・防災活動, 地域清掃活動, 交通安全運動, 害虫防除・駆除の地域環境衛生活動等及びこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子ども会, 青少年非行防止・保護活動 (非行防止パトロール活動, 子ども 110 番等), 児童福祉向上のための活動等及びこれらのための準備活動
社会福祉・社会奉仕活動	地区社会福祉協議会活動 (ふれあい・いきいきサロン, 敬老会, 子どもと高齢者のふれあい活動等), 社会福祉施設支援活動 (植樹の手入れ, 清掃, リハビリテーション訓練の手伝い, 行事手伝い等), 高齢者・障害者への支援活動, 手話通訳等, 声かけ運動, 募金活動 (共同募金等), 老人クラブ活動等及びこれらのための準備活動
環境保全活動	環境美化・清掃活動 (河川・公園等公共施設の清掃, 草刈り), リサイクル運動 (資源ゴミの回収), 自然保護・緑化活動等及びこれらのための準備活動
社会教育活動	P T A 活動 (学校管理下の活動は除く。), レクリエーション活動, 文化活動 (講演会・研修会, 伝統文化・地域文化の伝承活動, 芸術の振興等) 等及びこれらのための準備活動
捜索活動	行方不明者等の捜索活動
その他	上記に類する事業又は活動

別表 2 (第 9 条関係)

賠償責任事故に係る保険金の種類及び限度額

保険金の種類	保険金限度額	自己負担額
身体賠償	1 名あたり限度額 1 億円限度 1 事故あたり限度額 3 億円限度 (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 3 億円限度)	1 万円
財物賠償	1 事故あたり限度額 1 億円限度 (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 1 億円限度)	1 万円
保管物賠償	1 事故あたり限度額 1 0 0 万円限度 (保険期間中限度額 1, 0 0 0 万円限度)	1 万円

別表 3 (第 1 0 条関係)

傷害事故に係る保険金の種類及び限度額

保険金の種類 (1 名あたり)	支給事由	保険金額
死亡保険金	傷害事故及び特定疾病を直接の原因として当該事故の発生した日から起算して 1 8 0 日以内に死亡した場合	5 0 0 万円
後遺障害保険金	傷害事故及び特定疾病を直接の原因として当該事故の発生した日から起算して 1 8 0 日以内に後遺障害を生じた場合(その期間内に当該後遺障害が確定しなかった場合は 1 8 1 日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合)	最高 5 0 0 万円
入院保険金	傷害事故及び特定疾病を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため入院による治療を受けた場合(当該事故が発生した日から起算して 1 8 0 日以内の間に限る。)	入院 1 日につき 3, 0 0 0 円
通院保険金	傷害事故及び特定疾病を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合(当該事故が発生した日から起算して 1 8 0 日以内の間に限るものとし, 対象となる通院日数は 9 0 日を限度とする。)	通院 1 日につき 2, 0 0 0 円
手術保険金	傷害事故及び特定疾病が発生した日から起算して 1 8 0 日以内に, 入院保険金を支払うべき傷害及び疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合	入院保険金日額の 1 0 倍~ 4 0 倍